

7 注意事項

- ▶申請者は、必ず建災防本部ホームページに掲載してある同意書の内容を理解した上で申請を行ってください。登録支援小売店に申請を依頼した場合は、その時点で同意書の内容に全て同意したとみなします。
- ▶対象は、既存不適合機械等(安全帯)の買換です。これらの機械等を所有していない方の新規購入にかかる経費は、対象外となります。
- ▶申請にあたっては、選択する更新後の機械等(フルハーネス、ランヤード、追加安全措置)のメーカー、型番、追加安全措置をすべて同一のものにしてください。ただし、追加安全措置のうち、サスペンショントラウマ防止ストラップ、反射板については、同一製造メーカーに用意がない場合、他の製造メーカーのものでもよいこととします。
- ▶交付決定日より前に購入等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ▶補助金は、後払い(精算払い)となります。最新の構造規格に適合した機械等へ買換えたあとに実績報告書等を提出し、検査を受けた結果、不備がないと確認されて、はじめて支給されます。

古 → 新
買換のみ
対象です



8 補助金登録・申請依頼書

登録支援小売店への登録・申請依頼にあたっては、次の依頼書をご利用ください。ここに記載される申請者情報は、Web登録システムへ入力する際に必要となります。

補助金登録・申請依頼書(登録支援小売店宛)				申請依頼日	令和3年	月	日	
氏名または法人名				(フリガナ)				
法人番号(法人のみ)								
労働保険番号			主な業種					
所在地		〒		(フリガナ)				
代表者役職・氏名				(フリガナ)				
担当者職名・氏名				(フリガナ)				
電話番号		携帯電話番号		e-mail アドレス				
主たる業務 ※いずれかに○				1. 建設業(下記①へ進む) 2. それ以外(下記②へ進む)				
①建設業	建設業の方の申請区分 ※いずれかに○		a 建設業許可による申請					
			b 建設キャリアアップシステム登録による申請					
			c 上記「a, b」以外による申請(建設許可証、キャリアアップもない方)					
上記「a」を選択した方: 「建設業法許可業種」区分を記入								
②それ以外	建設業以外の方の申請区分: 月平均の高所作業(5メートル以上)の日数を選択 ※いずれかに○		3日未満		3日以上10日未満		10日以上15日未満	
			15日以上20日未満		20日以上			
雇用労働者数(○してください)			1人~9人		10人~19人		20人~29人	
			30人~39人		40人~49人		50人以上	
高所作業従事労働者数			人		現在使用している安全帯の本数		本	
現在使用中の安全帯の製造メーカー								
現在使用中の安全帯の型番								
※複数のメーカー等のものを使用している場合は、最も多いものを記入してください。								
振込口座	金融機関名				金融機関コード			
	支店名				支店コード			
ゆうちょ銀行	預金種別		普通・当座		番号		名義	
	記号		-		番号		名義	

注)申請者は、必ず建災防本部ホームページに掲載してある同意書の内容を理解した上で登録支援小売店に登録・申請を依頼してください。申請者が登録支援小売店へ登録・申請を依頼した時点で、同意書の内容に全て同意したとみなします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

Web登録はお早めに!!

令和3年度既存不適合機械等 更新支援補助金事業

フルハーネス型安全帯への買換経費の補助金

Web登録期間: 5月14日(金)~7月15日(木)

※予算を大幅に上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。

既存不適合機械等更新支援補助金(以下「補助金」という。)事業では、国に代わって建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)が既存不適合の安全帯を所有する中小企業者等に対して、最新の構造規格に適合したフルハーネス型安全帯へ買換する経費に補助金を交付します。

1 対象となる申請者

(1)労働保険に加入している次の企業

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(2)労災保険に特別加入している個人事業者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者)

(3)その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2 補助対象及び補助金交付額の概要

(1)対象 ※交付決定日より前に購入したものは、対象となりませんのでご注意ください。

①既存不適合機械等の買換

墜落制止器具の規格(平成31年2月1日施行)に適合していない既存の安全帯から、構造規格を上回る「フルハーネス型安全帯」への買換

②構造規格を上回る追加安全措置基準

次に掲げる基準(追加安全措置)のうち2項目以上に適合

- ▶背巾X字腿V字型
- ▶2本ランヤード又は追加の補助ロープ(ランヤード+補助ロープ)
- ▶サスペンショントラウマ防止ストラップ
- ▶ロック装置付き巻取器
- ▶ワンタッチバックル
- ▶反射板等

(2)補助金交付額

①1本あたりの上限: 10,000円(補助対象経費「上限20,000円」の1/2)

例1)見積単価4万円の場合: 補助対象経費は上限の2万円となり、その1/2の1万円が補助金交付額となる。

例2)見積単価1万円の場合: 補助対象経費は1万円となり、その1/2の5千円が補助金交付額となる。

②同一申請者あたりの合計額の上限: 300,000円

3 加点基準

※予算額を上回る申請があった場合は、加点合計の高い順に予算額に達するまで交付決定を行います。

(1) 主たる業務

① 建設業

a 建設業許可による申請

建設業許可業種*	とび** (土工事業を除く) 屋根工事業 鋼構造物工事業	大工工事業 石工事業 機械器具設置工事業	左官工事業 電気工事業 管工事業 鉄筋工事業 塗装工事業 建具工事業 消防施設工事業	タイル・れんが・ ブロック工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 清掃施設工事業 解体工事業	左欄以外の業種 土木工事業 建築工事業 土工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 造園工事業 さく井工事業 水道施設工事業
加点	30	25	20	15	10

※建設業法(昭和24年法律第100号)別表及び昭和47年建設省告示第350号(以下「告示」という。)に規定する許可業種の区分であって同告示で規定する「とび・土工事業」のうちの「とび」に該当するもの

b 建設キャリアアップシステム登録による申請(一人親方のみ)

加点	10
----	----

c 「a」「b」のいずれにも該当しない申請

加点	0
----	---

② 建設業以外の業種

高所作業の月あたり 日数(平均)	20日以上	15日以上 20日未満	10日以上 15日未満	3日以上 10日未満	3日未満
加点	30	25	20	15	10

(2) 企業規模

雇用労働者数(人)	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50以上
加点	50	40	30	20	10	0

※労災保険第2種特別加入者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)は、労働者が1人であるとみなす。

(3) 追加安全措置

追加安全措置の数	5以上	4	3	2
加点	20	10	5	0

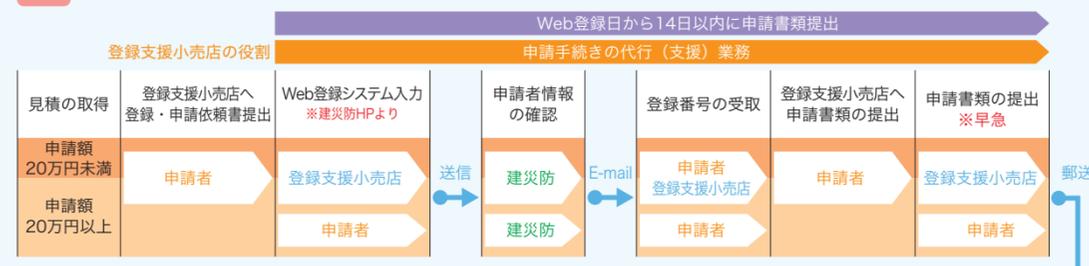
※申請には、2項目以上に適合する必要があります。

(4) 特別措置

※	該当する者
加点	10

※令和元年度第1回公募及び令和2年度追加公募の申請者において、申請したにもかかわらず、加点方式により補助金交付決定の対象とならなかった者に加点する。

4 登録・申請・報告等の手順



交付決定より
前の購入は、
ダメ×です。

※交付決定前に購入等したものは、対象となりませんのでご注意ください。

5 申請条件

- 補助対象経費(申請額)合計 20万円以上
 - Web登録システムから
 - 直接申請又は登録支援小売店へ申請を依頼
- 補助対象経費(申請額)合計 20万円未満
 - 下記8の「補助金登録・申請依頼書」により「登録支援小売店」へ申請を依頼
 - ※登録支援小売店は、建災防本部ホームページで公開しております。

20万円未満は
登録支援小売店へ
依頼して下さい



6 各書類の提出(郵送)

(1) 申請書類

- 提出期限: **Web登録日から14日以内(消印有効)**
- 書類一覧 ※各様式は、登録番号の通知E-mailまたは、建災防ホームページより出力できます。
 - 令和3年度間接補助金交付申請書(様式1)
 - 令和3年度既存不適合機械等更新支援補助金申請における確認申立書(様式1の1)
 - 雇用労働者数の確認資料 ※次のいずれかを提出
 - 労働保険概算増加概算確定保険料申告書(雇用保険分)、労働保険料等算定基礎賃金等の報告(雇用保険分)、労働者災害補償保険特別加入証明書(個人事業主の場合)、労働者名簿、賃金台帳(写)等
 - 高所作業日数の確認資料
 - 高所作業日数の頻度申立書(様式1の2 建設業以外申請用)
 - ※主たる業務を「建設業以外の業種」とした申請者のみ提出
 - 高所作業従事労働者数を超過した本数の買換確認資料
 - ※高所作業従事労働者数より買換本数が多い場合のみ提出
 - フルハーネス型買換本数の申立書(様式1の3)
 - 労働保険特別加入証明書(写)等(上記「様式1の3」の添付書類)
 - 見積書(フルハーネス、ランヤード、追加安全措置のそれぞれが分かるもの)
 - ※見積を取得する際は、納期(交付決定日から80日以内)に購入等して実績報告書類提出を確認してください。
 - フルハーネス型安全帯(追加安全措置含む)のメーカー発行仕様書等
 - 令和3年度間接補助金代行申請書(様式2) ※登録支援小売店のみ提出

Web登録日から
14日以内に
提出を!!



(2) 実績報告書類

- 提出期限: **交付決定日から80日以内(消印有効)**
- 注)購入後は、速やかに提出してください。書類の内容に誤りがあった場合、期限内に再提出できないと補助金の交付が受けられません。

書類一覧

- 令和3年度間接補助金実績報告書及び精算請求書(様式5の1)
- フルハーネス等の写真、製造番号等の一覧表(様式5の添付書類)
 - 購入した「フルハーネス、ランヤード、追加安全措置」を1枚に収めた全体写真(撮影例参照) ※複数購入していても1セットで可
 - 購入した全てのフルハーネスの「製造者名、型式、製造番号(シリアル番号)」を記入した一覧表
- 請求書(写)、納品書(写)、領収書(写)
- 振込先金融機関の確認書類 ※通帳(写)等



<全体写真撮影例>

(3) 送付先

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター
〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階
TEL:03-6275-1085 FAX:03-6275-1089
午前9:00~12:00 午後13:00~16:30(土日祝日を除く)
注)登録支援小売店に登録・申請を依頼した方は、その小売店に送付してください。

購入後、
速やかに
提出を!!